

◎新潟県告示第1019号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（佐渡地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年9月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 相川北部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成28年9月12日から平成29年3月10日まで
- 3 作業地域 佐渡市相川鹿伏ほか地内